

令和元年第4回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第1号	八千代市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第3号	八千代市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第4号	八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第5号	八千代市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19 頁
議案第6号	八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第7号	令和元年度八千代市一般会計補正予算（第4号）	23 頁
議案第8号	令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	23 頁
議案第9号	令和元年度八千代市水道事業会計補正予算（第2号）	23 頁
議案第10号	令和元年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	23 頁
議案第11号	専決処分の承認を求めることについて （令和元年度八千代市一般会計補正予算（第3号））	25 頁
議案第12号	指定管理者の指定について （市民ギャラリー、八千代市立中央図書館、八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館）	27 頁
議案第13号	路線の認定について	29 頁
議案第14号	教育委員会委員の任命について	31 頁

議案第1号

八千代市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月26日提出

八千代市長 服部友則

八千代市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

八千代市財政状況の公表に関する条例（昭和29年八千代市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「毎年5月1日及び11月1日」を「毎年6月1日及び12月1日」に改め、同条第2項中「さける」を「の避ける」に、「に因り」を「により」に、「1日」を「1月」に改める。

第3条第1項中「5月1日」を「6月1日」に、「3月31日」を「3月31日」に、「かかげる」を「掲げる」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第2項前段中「11月1日」を「12月1日」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項後段中「市長は」を「この場合において、市長は、」に、「添附する」を「添付する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

財政状況の公表の時期等を見直すため、条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
八千代市道路占用料徴収条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 表示面積，占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき，又はこれらの面積若しくは長さに 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは，その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

第 3 条第 1 項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条中「1 0. 9 5 パーセント」を「1 4. 5 パーセント」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条）

	占用物件	単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,360
	第2種電柱	1年	1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	9
	地下に設ける電線その他の線類	1年	6
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	430
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	6,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,740	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき 1年	100
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満		100
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満		290
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		290
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満		290
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満		510
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満		510
	外径0.7メートル以上1メートル未満		530
	外径1メートル以上		750
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げ	占用面積1	1,740	

る施設			平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	3,440		
地下に設ける通路	3,440			
その他のもの		1,340		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	450
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400
	標識		1本につき1年	1,120
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	45
		その他のもの	1本につき1月	450
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,720
		その他のもの		2,400
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル

		ルにつき1年	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額
前各項に該当しないその他のもの		1平方メー	180

トル又は1 基につき1 月

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

道路占用料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市都市公園条例の一部を改正する条例
八千代市都市公園条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3 (第9条第2項)

占用物件		単位	占用料 (円)
道路法 (昭和27年法律第180号) 第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,360
	第2種電柱	1年	1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	9
	地下に設ける電線その他の線類	1年	6
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	430
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,740	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき 1年	100
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満		100
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満		290
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満		290
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満		290
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満		510
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満		510
	外径0.7メートル以上1メートル未満		530
	外径1メートル以上		750
道路法第32条第1項第3号及び第4号に	占用面積1	1,740	

掲げる施設 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,440
	地下に設ける通路			3,440
その他のもの			1,340	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	450
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400
	標識		1本につき1年	1,120
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	45
		その他のもの	1本につき1月	450
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,720
		その他のもの		2,400
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル

	ルにつき1年	
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物		150
前各項に該当しないその他のもの	1平方メートル又は1基につき1月	180

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数

の面積若しくは長さを切り捨てる。

- 7 占用料が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数があるときは、月割りして計算する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- 8 占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 9 1件の占用料が100円未満であるときは、100円として計算する。

別表第5の1の(1)市民体育館の表中

「

小体育室・第1武道室・ 第2武道室・第3武道室	639	1,297	3,843
----------------------------	-----	-------	-------

」

を

「

小体育室・第1武道室・ 第2武道室	639	1,297	3,843
第3武道室	320	649	1,922

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3及び別表第5の1の(1)の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る占用料及び施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

都市公園占用料及び市民体育館第3武道室使用料を改定するため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

八千代市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例（平成 5 年八千代市条
例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63
年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第 29 条に
規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」と
いう。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の
83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表の 1 一般使用施設の表中

2 時間以内	4 0 0 円	を	2 時間以内	4 6 3 円	に改め、同表の 2
2 時間以内	2 0 0 円		2 時間以内	2 3 2 円	
	4 0 0 円			3 7 1 円	
	2 0 0 円			1 8 6 円	

専用使用施設の表中

「

円	円	円	円
2, 940	3, 920	3, 820	10, 680
1, 200	1, 590	1, 550	4, 340
2, 570	3, 430	3, 340	9, 340
2, 770	3, 700	3, 600	10, 070
1, 870	2, 500	2, 430	6, 800

を

円	円	円	円
2, 723	3, 630	3, 538	9, 889
1, 112	1, 473	1, 436	4, 019
2, 380	3, 176	3, 093	8, 649
2, 565	3, 426	3, 334	9, 325
1, 732	2, 315	2, 250	6, 297

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額は、この表に定める金額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定により算出した額にそれぞれ当該各号の規定により算出した額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料の額とする。
 - (1) 使用時間を超える場合 1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき前項の規定により算出した額の1時間相当額
 - (2) 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が利用する場合 前項の規定により算出した額の5割の額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

温水プールの使用料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

八千代市長 服部友則

八千代市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 42 年八千代市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 「 八千代市米本 1, 932 番地の 1 」 を 「 八千代市米本 2, 714 番地の 1 」 に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東消防署の開署に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第6号

八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月26日提出

八千代市長 服部友則

八千代市消防団条例の一部を改正する条例

八千代市消防団条例（昭和53年八千代市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条第1項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条第2項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「第3号を除く。）の1」を「第2号を除く。）のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、消防団員の欠格条項を見直すため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 令和元年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 8 号 令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 号 令和元年度八千代市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 10 号 令和元年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度八千代市一般会計補正予算（第 3 号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第12号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年11月26日提出

八千代市長 服部友則

記

1 公の施設の名称

八千代市市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館

2 指定管理者となる団体

オーエンス・TRCグループ

代表者 東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大木 一雄

構成員 東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 細川 博史

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

市民ギャラリー，八千代市立中央図書館，八千代市立勝田台図書館及び八千代市立緑が丘図書館の指定管理者について，オーエンス・TRCグループを指定いたしたい。

議案第13号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和元年11月26日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
130202	八千代台北 193号線	八千代台北十一丁目 308番 79	八千代台北十一丁目 308番 93		
130203	八千代台北 194号線	八千代台北十一丁目 308番 111	八千代台北十一丁目 308番 111		
130204	歩行者道 57号線	八千代台北十一丁目 308番 109	八千代台北十一丁目 308番 109		
220126	高津 133号線	高津字宮ノ前 341番 11	高津字宮ノ前 341番 18		
220127	高津 134号線	高津字宮ノ前 302番 1	高津字宮ノ前 299番 46		
220128	高津 135号線	高津字宮ノ前 299番 63	高津字宮ノ前 299番 74		
400490	緑が丘西 122号線	緑が丘西四丁目 1番 23	緑が丘西四丁目 1番 24		
400491	緑が丘西 123号線	緑が丘西八丁目 10番 15	緑が丘西八丁目 10番 4		
400492	緑が丘西 124号線	緑が丘西七丁目 3番 12	緑が丘西七丁目 3番 10		
400493	緑が丘西 125号線	緑が丘西七丁目 4番 1	緑が丘西七丁目 4番 7		

400494	緑が丘西 126号線	緑が丘西六丁目 12番 21	緑が丘西六丁目 12番 10		
600194	米本 51号線	米本字内宿南 1696番 3	米本字内宿南 1697番 8		
700561	上高野 196号線	上高野字稲荷前 1160番 31	上高野字稲荷前 1160番 35		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第14号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和元年11月26日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 須 堯 福 美

住所 千葉県八千代市八千代台北

提案理由

令和2年1月18日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

